

続き全町的な見守り支援体制の充実に努めます。

高齢者福祉については、本年度を始期とする『第6期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』に基づき事業を推進します。

高齢者が安心して生活できるように、キャラバンメイトや認知症サポーターなどの高齢者を支援する人材の養成に努めるとともに、SOSネットワークの活用を図ります。

また、判断能力の不十分な人の権利擁護の担い手となる市民後見人のフォローアップ研修を実施し、後見人制度運用のための体制整備についても検討を進め、地域包括支援センターを中心としたネットワークづくりに努めます。

介護サービス事業については、昨年度から特別養護老人ホーム心相園および在宅老人デイサービスセンターを指定管理者による管理運営としました。



でも引き続き実施します。

体育施設については、宮園公園野球広場のトイレ改修を行い、良好な施設環境整備を図ります。

みんなでつくる協働のまちづくり

町内の各種団体が行うまちづくり活動を支援し、まちの活性化を図ることを目的にした『まちおこし補助金制度』は、協働のまちづくりを進める上でも有効な制度であることから、その制度の周知と各種団体への活用の働きかけなどを行います。

また、自治会への支援として、連帯感にあふれた安全で安心な地域社会づくりを目指す活動に対する助成制度を創設します。

地域活動の拠点となる集会施設は、引き続き計画的な補修工事や修繕を行い、施設の維持管理に努めます。

行政運営については、厚岸町の人口の現状と将来の姿を示し、今後取り組むべき将来の方向を提示する人口ビジョンと、今後5カ年の政策目標や施策の基本的方向・具体的な施策をまとめた総合戦略を本年度中に策定します。

また、今後の行政運営における大きな課題の一つに町有施設の老朽化問題があることから、町が管理する施設について、長寿命化を含めた今後のあり方などの方針を示す総合的な管理計画を策定する必要があります。そのため、本年度は、まず、町が管理する施設の現状分析などを行います。

特別養護老人ホーム心相園については、指定管理者が行う福祉サービス第三者評価事業を支援するとともに、評価の結果を公表することで、施設運営の透明性の確保とサービスの向上につなげます。

介護老人保健施設『こみ』は、町民の皆さんの施設運営の目的や内容への理解が深まったことで、安定した入所利用での運営となっております。今後も安心して入所できる介護老人保健施設の役割に即した運営に取り組みます。

障害福祉については、本年度を始期とする『第4期厚岸町障がい福祉計画』に『第4期厚岸町障がい福祉計画』に基づき事業を推進します。また、増加傾向にある発達障害や精神障害の個別の事例について、関係機関と連携して、一人一人の能力や適性に応じた支援に努めます。

子育て支援については、本年度始期となる子育て支援策の基本的な方向性と主要施策を示す『厚岸町子ども・子育て支援事業計画』に基づき、各種施策を推進します。町単独事業としては、子育てお助けブックの配付、保育料の助成、出産祝金の支給、妊婦健康診査通院費の助成を継続します。

さらに、保育料助成を第3子以降に加え第2子にも助成し、子育て世帯への経済的支援に努めます。

また、保育所の耐震診断の結果や施設の老朽化と児童数の推移、さらに町内の私立幼稚園の動向を踏まえ、今後の保育所のあり方について検討します。

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として国が進めている社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度については、本年10月から、町民一人一人に個人番号が付され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。

マイナンバー制度の導入により、地方公共団体は、個人番号の指定や情報ネットワークシステムを使用した情報連携など、重要な業務を行うこととなります。

このため、町としては、国から示されたスケジュールに基づき、システム整備、条例の制定や改正などの事務的確に進めるとともに、町民の皆さんに十分理解されるよう、広報誌やホームページなどで積極的な周知を図ります。

昨年5月の地方公務員法の改正によ



国民健康保険については、高齢化や一人あたりの医療費の増大に伴い、引き続き厳しい運営が予想されるため、特定健康診査の受診率向上などによる医療費の抑制や、国民健康保険税の収納率向上など給付財源の確保により、国民健康保険事業の安定的な運営に努めます。

また、今後予定されている国民健康保険の都道府県への移行については、国の動向を注視しながら、北海道など関係機関と連携を密にして適切に対応します。

介護保険制度については、制度の周知を徹底するとともに、安心して適正なサービスが利用できるよう介護サービス事業者との連携強化に努めます。

生活保障と自立支援については、生活実態を把握するための相談に適切に対応するとともに、各種制度を活用した支援に努めます。

従来、従来の勤務評定に替え、より客観性、透明性の高い人事評価制度が法律上の制度として導入され、平成28年4月1日から施行される予定です。

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力および挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行およびより高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務効率の向上につなげ、最終的には町民サービスの向上の土台をつくることを目的としています。

このため、町としては、このような基本事項を踏まえ、人事評価の基盤となる人材育成基本方針を改定するとともに、人事評価制度を適正かつ円滑に運用していくための課長等による評価者研修を実施するなど、本年度内の一部試行、平成28年度からの本格運用に向けて取り組みます。

また、近年、全国の市町村において広がりをみせている『ふるさと納税』の推進活動を背景に、国は地方創生を推進するため、制度の一層の拡充を図ることを目的とした施策を示しました。このような状況を踏まえ、国から要請されている寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の中で、本町として最もふさわしい『ふるさと納税』のあり方について検討します。

平成27年度予算編成は、昨年12月の衆議院解散総選挙により、政府の予算編成の日程が例年よりも大幅に遅れ、

また、昨年度に引き続き実施される臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特別給付金の支給については、関係各課との連携により万全な体制をとっていきます。

さらに、両給付金の対象者に町内で使用できる商品券を上乗せ交付することと、一層の経済的支援に努めます。

個性と感性がきらめくまちづくり

教育委員会と連携し教育環境の充実を図ることは、行政の重要な役割です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長と教育委員会による総合教育会議の設置や、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策方針を定めた大綱の策定、教育長の直接任命制により、教育行政に対する首長の関わりが明確になります。

教育行政に対する責務を果たすことはもとより、教育の政治的中立性、継続性、安定性確保の重要性を認識しながら、厚岸町の教育水準の維持向上と、教育振興の充実に向けた取り組みを進めていけるよう、教育委員会との連携強化を図ります。

学校教育施設については、校舎の適切な維持管理を継続するとともに、太田地区の教員住宅を改築します。

また、経済的理由による就学困難な児童生徒の保護者援助のほか、私立幼稚園就園奨励等による支援を継続するとともに、厚岸翔洋高等学校へ通学する生徒に対する通学費一部助成につ



また消費税率が8%から10%への引き上げを見送ったことにより、国から交付される地方財源への影響を懸念していました。

現在、総務省から示されている地方財政計画では、地方税総額は7・1%の増が見込まれることから、地方財源の不足を補てんする地方交付税が0・8%の減、臨時財政対策債が19・1%の減となり、地方譲与税も2・6%の減が示され、従前にも増して厳しい財政環境となっております。

新年度一般会計予算案の歳入では、町税が固定資産税の評価替えによる減を町民税などの収入増によって補い、前年度を上回る約10億円を計上し、一方、普通交付税は前年度よりも約5100万円少ない約33億5300万円を計上しました。前年度の交付決定額は約37億1000万円ですが、地方交付